

新旧対照表

(航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関連業務の取扱いについて)

| 新 | 旧 |
|---|---|
| (積荷目録の提出) 2 - 1 機長が、航空システムを使用して積荷目録の提出を行う場合は、その航空機に積載している貨物(旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、機用品、機長に託された貨物(託送品) <u>関税法基本通達21 - 1(外国貨物の仮陸揚の範囲)</u> (2)のハからトまでのいすれかに該当する貨物及び同通達21 - 6(貨物の機移し)の規定により他の外國貿易機に積み替えられる貨物を除く。)の仕出地、仕向地、番号等が記載された航空貨物輸送証(以下「AWB」という。)の情報(以下「AWB情報」という。)及び登録の終了した旨を航空システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 ただし、託送品については、「積荷目録」(税関様式C - 2035)により提出させるものとする。 また、次に掲げる貨物については、関税法施行規則(昭和41年大蔵省令第55号)第2条の2第2項の規定において準用する同条第1項の規定によりAWB情報の登録の対象外とするが、(1)及び(2)に掲げる貨物について、法第17条第1項後段(外國貿易機の出港手続)の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」(税関様式C - 2035)により提出させるものとする。 (1)～(4)(省略) | (積荷目録の提出) 2 - 1 機長が、航空システムを使用して積荷目録の提出を行う場合は、その航空機に積載している貨物(旅客又は乗組員の携帯品、郵便物、機用品、機長に託された貨物(託送品) <u>関税法基本通達16 - 3(貨物の機移し)</u> の規定により他の外國貿易機に積み替えられる貨物及び <u>関税法基本通達21 - 1(外国貨物の仮陸揚の範囲)</u> (2)のハからトまでのいすれかに該当する貨物を除く。)の仕出地、仕向地、番号等が記載された航空貨物輸送証(以下「AWB」という。)の情報(以下「AWB情報」という。)及び登録の終了した旨を航空システムに入力し、送信することにより行わせるものとする。 ただし、託送品については、「積荷目録」(税関様式C - 2035)により提出させるものとする。 また、次に掲げる貨物については、関税法施行規則(昭和41年大蔵省令第55号)第2条の2第2項の規定において準用する同条第1項の規定によりAWB情報の登録の対象外とするが、(1)及び(2)に掲げる貨物について、法第17条第1項後段(外國貿易機の出港手続)の規定により、税関長が提出を求めたときは、「積荷目録」(税関様式C - 2035)により提出させるものとする。 (1)～(4) 同左 |
| (少額関税無税貨物の簡易通関扱い) 1の2 - 1 輸入(納税)申告書の品名欄における課税価格統計品目表の細分番号に対応する価格をいう。)が20万円以下の貨物(ただし、次に掲げる(1)から(8)までのいすれかに該当するものを除く。以下「少額関税無税貨物」という。)については、この節1の2 - 2(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告事項の登録)及びこの節1の2 - 3(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告等)の定めるところにより、少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合にはこの限りでない。 (1)～(3)(省略) (4)定率法第9条の2(関税割当制度)、暫定法第8条の5第2項(関税割当制度の準用)、 <u>同法第8条の6((メキシコ協定に基づく関税割当制度等))</u> 及び <u>同法第8条の7((メキシコ協定に基づく市場の開拓等を目的とした関税割当制度))</u> の規定により関税割当制度の対象となるもの (5)定率法別表又は暫定法別表に定められる軽減税率(定率法第20条の2第1項(軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)又は暫定法第8条の9(軽減税率の適用手続)に規定する軽減税率をいう。)が適用されるもの (6)～(8)(省略) | (少額関税無税貨物の簡易通関扱い) 1の2 - 1 輸入(納税)申告書の品名欄における課税価格統計品目表の細分番号に対応する価格をいう。)が20万円以下の貨物(ただし、次に掲げる(1)から(8)までのいすれかに該当するものを除く。以下「少額関税無税貨物」という。)については、この節1の2 - 2(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告事項の登録)及びこの節1の2 - 3(少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする貨物の輸入申告等)の定めるところにより、少額関税無税貨物の簡易通関扱いをする。ただし、輸入申告をする者がこの取扱いによることを希望しない場合にはこの限りでない。 (1)～(3) 同左 (4)定率法第9条の2(関税割当制度)及び暫定法第8条の6第2項(関税割当制度の準用)の規定により関税割当制度の対象となるもの (5)定率法別表又は暫定法別表に定められる軽減税率(定率法第20条の2第1項(軽減税率適用貨物の用途外使用の制限等)又は暫定法第8条の7(軽減税率の適用手続)に規定する軽減税率をいう。)が適用されるもの (6)～(8) 同左 |